

# あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カ ン タ ン

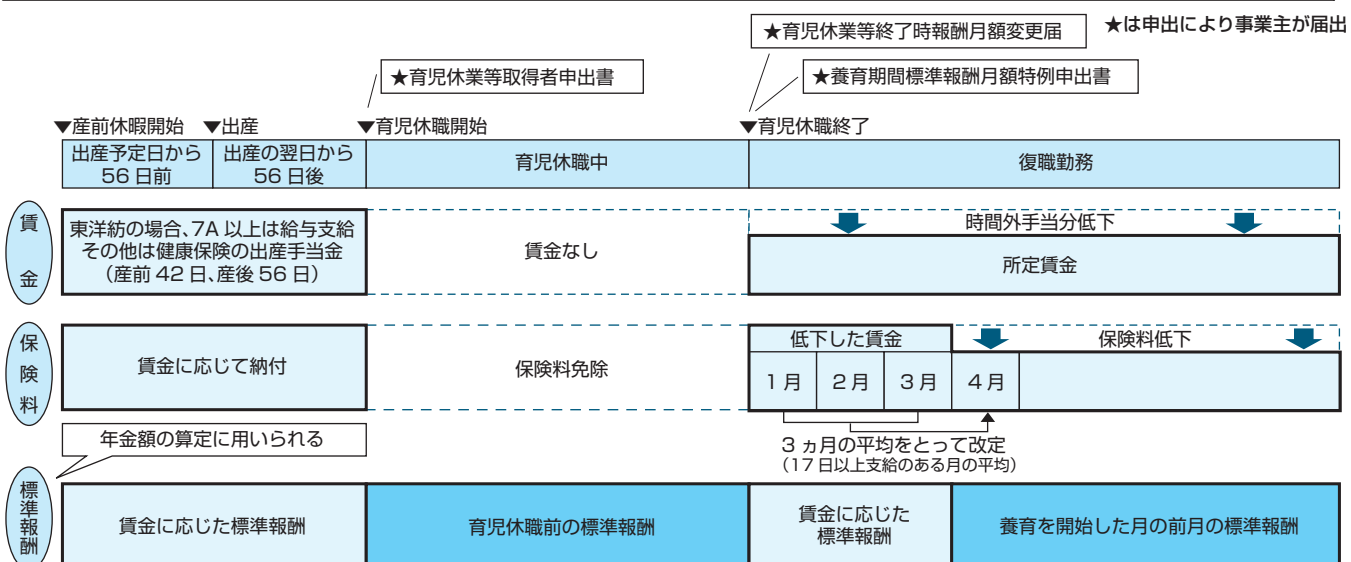
やさしい  
年金講座(その59)

## 育児休業中の保険料について

**Q** もうすぐ出産を控えています。産前・産後休暇の後、育児休業を取る予定です。子が1歳になるまで育児休業をとった後は、基本給の変更はありませんが、時間外勤務をしないため、現在の標準報酬月額と比較して、復職後の標準報酬月額は下がる予定です。厚生年金保険の保険料はどのようになるのでしょうか？

**A** 育児休業期間中は、賃金は支払われないため、「育児休業等取得者申出書」を届出することにより、保険料は納付免除となります。年金計算上は、保険料が納められたものとして、育児休業前の標準報酬で年金額に反映されます。また、復職後、賃金が低下した場合、固定給に変動がなくても、「育児休業等終了時報酬月額変更届」により申出をすれば、賃金低下にあわせた標準報酬月額に改定され、保険料は低下します。ただし「養育期間標準報酬月額特例申出書」により申出をすると、年金額は従前の標準報酬で計算されます。

### ◆育児休業中の賃金・保険料・標準報酬のしくみ◆



### 育児休業等取得者申出書

育児休業等を取得した被保険者は、届出を提出することで、育児休業等を開始した月から育児休業等を終了した月の前月（平成17年4月から最長で子が3歳に達する前月）までの**育児休業等の期間、厚生年金保険料、健康保険料が免除されます。**東洋紡の場合は、原則1歳まで免除されます。理由により、出産後1年6ヵ月もしくは、3月末まで免除が延長されます。育児休業期間中に保険料を免除された期間については、**育児休業前の標準報酬で保険料納付が行われたものとして、受給時に年金額が計算されます。**

### 育児休業等終了時報酬月額変更届

育児休業等を終了して、職場に復帰した被保険者が、3歳未満の子を養育している場合には、社会保険事務所に申出をすれば、**育児休業等の終了日の翌日の属する月以降3ヵ月間の報酬月額の平均によって、標準報酬月額が改定されます。**《参考》通常は、固定給の変動かつ2等級以上の報酬月額の変動がなければ、次回の定時決定まで標準報酬月額の改定が行われません。申出があれば育児休業等終了後、3ヵ月間の報酬月額をもとに改定が行えるようになることから、復職後の勤務形態にあわせた標準報酬月額の改定が可能となります。

### 養育期間標準報酬月額特例申出書

育児休業等の取得の有無に関わらず、3歳未満の子を養育している期間の標準報酬月額が従前の標準報酬月額を下回った場合、申出をすれば、**養育を開始した月の前月の標準報酬月額により年金額が計算されます。**賃金が低下した場合、保険料は実際に得た賃金に基づいて納めることとなりますが、年金額の算定に用いられる標準報酬については、子が3歳に達するまでの期間は、子が生まれる前の標準報酬で保険料納付が行われたものとして扱われます。この「従前標準報酬月額みなし措置」は、被保険者の申出に基づいて行われますが、申出が遅れた場合、申出が行われた日の属する月の前月までの2年間について認められます。

\*今後とりあげてほしいご質問等がございましたら、shakaihoken\_well@staff.toyobo.co.jp までメールしてください。